

実務者のための

知財羅針盤

Chizai Rashimban

本稿は、知財にまつわるトピックや法制度など、知財の実務に係る情報を、プロシード国際特許商標事務所の鈴木康介弁理士が分かりやすく解説していきます。

クレヨンしんちゃん勝訴!

2012年4月17日、双葉社は中国における「クレヨンしんちゃん」著作権侵害訴訟の勝訴判決について、同社のサイトを通じて以下のプレスリリースを発表した。

http://www.futabasha.co.jp/introduction/shinchan_trademark/

【コメント】

中国の冒認登録商標における代表事例として取り上げられることも多かった“クレヨンしんちゃん”問題。

双葉社は2004年から中国企業を著作権侵害であると提訴していましたが、ついにその判決が下されました。

1. 背景

クレヨンしんちゃんは、1990年8月に「Weekly 漫画アクション」(双葉社)で連載が開始され、1992年にはテレビアニメの放映を開始。また、1994年には映画化されるなど、日本で非常に高い人気を誇っており、台湾や香港、韓国といったアジアへの進出も果たしていました。

しかし、広東省の企業が1997年にクレヨンしんちゃんの図柄と台湾版の中国語タイトル“蠟筆小新”を無断で商標登録。その後、中国で販売された正規ライセンス商品の一部が、商標権侵害として撤去されるという事態が起きました。

その後、双葉社は商標の取り消しを求めましたが、長期間にわたり中国企業の登録を放置していたことを理由に、一度は拒絶されていました^{*1}。

その後、双葉社は中国企業を著作権侵害であると逆に訴えましたが、本件は、著作権者(双葉社)と商標権者(中国企業)が異なっていたため、中国の司法解釈が錯綜してしまい、上海市第一中级人民法院、上海市高级人民法院において審理中断された後に、却下(不受理)処分を受けました。

経緯はともかく、その時点において、中国企業は審査を経て登録された中国商標権者となっており、本件は著作権と商標権が抵触していました。

【中国で登録されていた図形商標と文字商標】

解説と補足



登録第1026605号

蠟筆小新

登録第1026606号

※1) 中国商標法41条

登録された商標が10条、11条、12条の規定に違反しているか、または詐欺的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を取得したときは、商標局は当該登録商標を取り消す。その他いかなる組織または個人も、商標評審委員会にそのような登録商標を取り消す裁定を請求することができる。登録された商標が13条、15条、16条、31条の規定に違反しているときは、当該商標の登録日から5年以内に、他の商標所有者または関係当事者は、商標評審委員会にその登録商標を取り消す裁定を請求することができる。悪意による著名商標の登録の場合、その真の所有者に対しては5年間の制限はない。

前2段落に定めた状況の他、既に登録された商標について係争があるときは、当事者は当該商標の登録許可日から5年以内に、商標評審委員会に裁定を請求することができる。商標評審委員会は裁定請求を受理した後、関係当事者に通知し、かつ、指定の期間内に答弁させなければならない。



しかし、双葉社が最高人民法院に再審請求を行ったところ、2008年11月に「受理すべき」との差し戻し判決が下り、その後、本件は上海市高級人民法院での再審査審理を経て、上海市第一中級人民法院に差し戻されました。

そして、2011年9月に審理が再開され、今年3月、双葉社の主張を認める判決が下されたのです。

2. 実務上の指針

● ロゴマークの著作権

今回、上海市第一中級人民法院は、「『蠟筆小新』は、文字書体にデザイン処理を施して創作されたものであり、中国文字の繁体字を用い、透かし彫りおよび特殊な書体配列方法で独創的に表現されており、わが国著作権法で保護されるべき芸術作品に該当する」と判示しました。

日本国内では、このようなロゴマークに著作権性は認められにくいのが現状なので、非常に興味深いケースだといえるでしょう。

例えば、「Asahiロゴマーク事件」（東京高判平8.1.25判時1568号）では、以下のように判示されています。

「言語を表記するのに用いる符合である文字は、他の文字と区別される特徴的な字体をそれぞれ有しているが、書体は、この文字を基礎として一定の様式、特徴等により形成された文字の表現形態である。

いわゆるデザイン書体も文字の字体を基礎として、これにデザインを施したものであるところ、文字は万人共有の文化的財産ともいえるべきものであり、また、本来的には情報伝達という実用的機能を有するものであるから、文字の字体を基礎として含むデザイン書体の表現形態に著作権としての保護を与えるべき創作性を認めることは、一般的には困難であると考えられる。

仮に、デザイン書体に著作物性を認め得る場合があるとしても、それは、当該書体のデザインの要素が『美術』の著作物と同視し得るような美的創作性を感得できる場合に限られることは当然である。

原告ロゴマークは、デザイン的な工夫が凝らされていることは認められるが、この程度のデザインの要素の付加によって美的創作性を感得することはできず、著作物と認めることはできない」

中国といえば、知的財産権の保護に欠けるイメージを抱くかもしれませんが、日本では認められにくいものが保護対象となるケースもあります。

例えば、「上海天府之国美食世界有限公司vs上海紅磨坊クラブ有限公司」（1994年）、「米国スターバックスvs上海星巴克珈琲館有限公司」（2003年）等、店舗のイメージが保護された裁判例が話題になりました。

● 冒認登録商標への対応

双葉社は、中国企業によって登録されたクレヨンしんちゃんの商標権を取り消すために、不使用取消審判等を行いました。

① 不使用取消しが認められた

中国では、継続して3年間商標を使用していなかった場合、取り消しを求めることができます^{※2}。今回、この不使用取消制度を用いて、一部の商標権を取り消すことに成功したのです。

なお、不使用取消しを主張したとしても、冒認登録者から当該商標を使用したという、何らかの証拠が提出されて取り消せないことも少なくないので、注意が必要です。

② 悪意が認められた

中国の北京上級人民法院は、広東省の中国企業が出願する以前から、クレヨンしんちゃんは、日本や香港、台湾

解説と補足

※2) 中国商標法44条

登録商標を使用する者が次に掲げるいずれかの行為をなしたときは、商標局は指定の期間内に状況を是正することまたは当該登録商標の取り消しを命じる。

- (1) 一方的に登録商標を変更した場合
- (2) 一方的に登録商標の登録人の名義、所在地またはその他の登録事項を変更した場合
- (3) 一方的に登録商標を譲渡した場合
- (4) 継続して3年間使用していない場合

で双葉社から出版されていることから、香港の近くにあったこの中国企業がクレヨンしんちゃんの評判を知ることができたと指摘しています。

さらにこの企業は、史努比（スノーピー）、夢特娇(MONTAGUT)、浪琴表(LONGINES)等、有名企業の商標を数多く登録していたこともあり、中国商標法41条により取り消されました。

1社で世界中のブランドや登録商標を保有しているような場合に、悪意を認定されることがあります。通常、5年間の除斥期間がありますが、今回の事例の場合、それを超えて取り消しが認められました（中国商標法41条の除斥期間は5年）。

③ 森伊蔵事件との違い

「森伊蔵」は、2007年11月に福岡県大牟田市の企業によって指定商品「焼酎／日本酒」などで出願され、2010年3月28日に登録されました。

一方、鹿児島県の有限会社森伊蔵酒造は2010年3月に「森伊蔵」を出願しましたが、後願のため登録できませんでした。同社は商標の取り消しを求めたものの、認められませんでした。

クレヨンしんちゃんの場合、冒認商標権者が出願した当時から、双葉社は香港や台湾等の中華圏でビジネスを開始していました。さらに、2011年7月時点において、優酷網、土豆網、CNTV、奇芸、新浪、QQ、迅雷といった放送局から正規版が配信されるな

ど、中国でも人気のコンテンツでした。

これに対して森伊蔵は、中国ビジネスを展開していなかったため、中国国内において十分な知名度がないことが影響したと考えられます。

ちなみに近年、動画配信サイト等で、日本の正規版アニメコンテンツが中国で視聴可能になっています。

例えば、2011年12月22日のテレビ東京のニュースリリースによると、同社は中国最大手の動画配信サイトである土豆(www.tudou.com)と提携し、「君と僕。」「銀魂」「侵略!?イカ娘」「SKET DANCE (スケッチ・ダンス)」「NARUTO-ナルト-疾風伝」「BLEACH (ブリーチ)」等の人気作品を日本の放送から1時間後に中国語字幕を付けてストリーミング配信する、いわゆる「即日配信」を始めているようです。

また、「中国コンテンツビジネスレポート 2011年度(3)」（JETRO）によれば、百度の傘下である動画配信サイト「奇芸」(<http://www.iqiyi.com/>)では、2011年10月19日までに日本のアニメが1億2880万9942回も再生されていたそうです。

動画配信によってキャラクターの知名度が上がり、非正規のキャラクター商品が販売される危険性が高まっています。特に、キャラクターを冒認商標出願された経験を持つ日本企業にとって、今回のクレヨンしんちゃんの判決は参考になるでしょう。

● 著作権と商標権の抵触関係の事例

双葉社は著作権法を用いて提訴しましたが、被告である中国企業は、中国商標法における商標権者でした。

今回の判決では、商標権者の商標権の使用が、第三者の著作権を侵害する場合、著作権侵害となるのが、以下のとおり示されています。

「被告（上海恩嘉経貿発展有限公司、以下「被告」という）は、原告が支配権を専有する複製、発行およびインターネット上の公衆送信行為を実施し、原告の著作権を侵害した。

それらの行為が商標権の合法的な使用だという被告の抗弁理由については、著作権と商標権とはそれぞれ独立した民事上の権利であり、それぞれの権限を有するものである。

よって、権利者が自らの合法的権利を行使しているときに、他人の合法的権利を侵害してはならない。

被告は自分の商標使用権を行使している過程において、先にあった著作権者の専用権を無断で行使している。

その行為は著作権侵害であり、相応する著作権侵害責任を負わねばならない」

● 実務上の留意点

クレヨンしんちゃんが中国の著作権侵害が認められるまで、双葉社は8年もの歳月を費やしましたが、日本にとっては大変喜ばしいことです。

しかし、クレヨンしんちゃんが著作権法で保護されたからといって、他の日本企業が対策を講じなくてもいいということにはなりません。なぜなら、日中間で人の交流が盛んになっていることもあり、日本である程度有名な商標は、冒認商標出願されるリスクを抱えているからです。

また、中国大陸でビジネスを行う前段階として、台湾や香港に拠点を設けるケースもあるようですが、その場合でも、中国に対して商標出願を行わなければなりません。

例えば、クレヨンしんちゃんのケースでも台湾や香港で出版していましたが、中国大陸でビジネスを展開する前に、広東省の企業に中国商標を出願され、先を越されていました。

また、良品計画が香港に進出した際にも、香港企業が中国大陸で冒認商標出願を行っています。

さらに近年、展示会に出展した商品の商標や、テスト・マーケティングした商品の商標が冒認出願されるケースも増加しているようです。

中国で事業展開を想定している日本企業は、早めに中国に対して商標出願を行うことが重要です。

冒認出願によって中国で商標権が登録されてしまうと、裁判の係属中はリーガル・リスクを負ったままになってしまい、最終的に敗訴となるおそれがないとはいえないからです。

そもそも、なぜ、日本の商標が中国で登録されてしまうケースが後を絶たないのでしょうか。

日本国内において長年使ってきた名前（商標）は、日本国内において信用が蓄積し、保護されますが、日本では信用のある商標だったとしても、他国では、単なる文字列として扱われることも多いのです。

つまり商標法とは、単に名前を保護する法律ではなく、名前を使い続けてきた信用を保護する法律であるという認識を持つべきといえるでしょう。

さらに、中国商標法は日本の商標法とは異なり、他国でのみ有名な商標の登録を拒絶する条文がないことから、冒認商標登録されてしまうリスクが高いのです。

中国の場合、被服や履き物、日用品等において模倣品が発生しやすいといわれています。特にこれらの商品を扱っている場合、早期に商標権を取得することをお勧めします。

著作権改正案

2011年4月、自民党と公明党は音楽等の私的違法ダウンロードに罰則などを設ける法案をまとめた。

【コメント】

1. 背景

2009年の著作権の改正の際には、一般ユーザーのことを考慮し、違法なファイルのダウンロードは、違法とされましたが、刑事罰までは科されていませんでした。

しかし今回、自民党や公明党の法案どおりに違法ダウンロードに対して罰則が科せられることになった場合、仮に、親告罪であったとしても、告訴がない段階で突然警察による捜査が開始される可能性があります。

2. 実務上の指針

もし、この法案が採択された場合、その後の運用に関して注目する必要があります。



鈴木 康介（弁理士）

プロシード国際特許商標事務所
日本弁理士会価値評価推進センター
副センター長
日本弁理士会関東支部幹事

〒173-6045

東京都豊島区東池袋3-1-1

サンシャイン60 45階

TEL：03-5979-2168

kosuke.suzuki@japanipssystem.com

<http://twitter.com/japanipssystem>

www.facebook.com/Chinatrademark